

## 富山大学理学部同窓会関東支部設立趣意書

富山大学理学部同窓会は、昭和28年（1953年）3月に第1回文理学部同窓会が設立されて以後、平成22年（2010年）で第58回目の卒業生を送り出しております。人数は10,000人強に達し、このうち富山県内在住者は1/3、県外在住者は2/3です。関東地区（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、山梨）在住者は約750名に達します。

昨年来、新同窓会長のもと、同窓会の活性化の必要性が強調され、7月には富山支部が設立され、関東支部の設立も期待されております。昨年5月以降、一部の人たちが集まって支部のあり方について検討してきました。

21世紀に入って10年が経ち、花形産業であった自動車から地球温暖化対策等により、再生可能エネルギーへ産業の主役が徐々に交代していくのではないかと。高品質、量産技術の先進国との意識に慢心してはいけません。

原子とか分子の中身を考えることの得意な理学部出身者の活躍の時代かと思えます。

関東地区在住の皆さんは、非常に多種多様の業務で活躍されています。同じ理学部の同窓生同士が世代を越えて交流親睦を深め、富山大学の発展に寄与し、理学部OB,OGとしての誇りを持てるよう活躍することを目的として、関東支部を設立するものであります。

なお、富山支部との連携、支部活動のあり方等については、各行事を実行する中で修正しながら進展させたいと考えます。

平成22年5月30日

関東支部設立世話人 下田 弘

## 国立大学法人富山大学理学部同窓会関東支部会則

（趣旨）

第1条 国立大学法人富山大学理学部同窓会会則第6条に基づき、同会関東支部を置く。

（目的）

第2条 本支部は、支部会員相互の親睦を深めることを目的とする。

（事業）

第3条 本支部は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 富山大学理学部及び理学部同窓会との連携・協力
- (2) 本支部会員相互の親睦

(3) その他本支部の目的に適う事業

(組織)

第4条 本支部は、理学部同窓会通常会員、特別会員、及び名誉会員の内、関東地区に住所を置く者で構成する。

(事務所)

第5条 本支部の事務所は、支部長の自宅あるいは支部長の指定する場所に置く。

(役員職務と任期)

第6条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 支部幹事長 1名
- (4) 支部幹事 若干名
- (5) 支部監査 1名

第7条 支部長は、本支部を代表し、本支部の事業を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事あるときはこれを代行する。

3 支部幹事長は、本支部の会務を総括し、事業を執行する。

4 支部幹事は、支部幹事会に出席し、会務を審議し、事業の執行を支援する。

5 支部監査は、支部会計を監査する。

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員交代は、前任者の残任期間とする。

(支部総会、支部幹事会)

第9条 支部総会は、毎年1回以上開く。

2 支部幹事会は、必要に応じ、会長が召集する。

(会費)

第10条 支部会費は以下のものをもってあてる。

- (1) 行事毎に徴収する参加費
- (2) 会員からの寄付金
- (3) 同窓会支部事業費
- (4) その他の雑収入

(会計年度)

第11条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事業報告、予算及び決算)

第12条 予算及び決算は、支部幹事会及び支部総会の承認を経なければならない。

2 本支部の事業、収支決算、及び会計監査の各結果は、支部総会に報告するものとする。

(支部規定の改正)

第13条 支部規定の改正は、支部幹事会の審議を経て、支部総会が決定する。

2 支部活動推進の中で、会則をやむを得ず変更するときは、本部の了解を得ながら、幹事会の議を経て、実行できるものとする。

附則 この会則は、平成 22 年 5 月 30 日から施行する。